

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和3年2月26日（金曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後4時22分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (7名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 前田 伸一 太田 縁 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	岡田 信俊		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	<p>【下水道部】</p> <p>下水道部長 高木 要輔 次長兼下水道企画課長 重本 安彦 下水道企画課課長補佐 松尾 一繁 下水道企画課財務係長 谷口 賢司 下水道企画課企画係長 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 本家 悟 下水道企画課下水道管理室主幹 田中 裕史 下水道経営課長 太田 潤一 下水道経営課課長補佐 久田恵美子 下水道経営課普及係長 前田 誠 次長兼下水道建設課長 田中 英利 下水道建設課課長補佐 敦賀 裕貴 下水道建設課主査 吉村 幸治 下水道建設課建設第二係長 井上 幸一</p> <p>【都市整備部】</p> <p>都市整備部長 谷口 浩章 次長兼都市企画課長 永井 利幸 都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 湯谷 一也 交通政策課課長補佐 筒井 真二 中心市街地整備課長 有本 公博 中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 次長兼都市環境課長 稲千 典史 都市環境課課長補佐 藪下 昇 道 路 課 長 田村 温 道路課課長補佐 河田 耕一 次長兼建築指導課長 尾坂 和昭 建築指導課参事 坂本 武夫 建築指導課課長補佐 森田 健 建築住宅課長 太田 忠孝 建築住宅課課長補佐 榊谷 承文 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 山根 陽一 鳥取西地域工事事務所長 牧野 隆史</p>		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

【下水道部】

◆雲坂 衛委員長 それでは、少し時間が早いようですけれども、これから建設水道委員会を開催したいと思います。

本日は、岡田委員より、所用のため欠席する旨の届出がありましたので、御報告、お知らせをしたいと思います。

それでは、本日の日程でございますが、下水道部の先議分議案について、説明、質疑、討論、採決までを行い、令和3年度当初予算の説明を受けたいと思います。その後、都市整備部の審査へ進みます。

なお、令和3年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣言により、配付のレジュメのとおり、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行いたいと思います。都市整備部、3月1日の水道局におきましても、そのように進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分御審議いただきたいと思いますので、執行部及び委員の皆様にもお願いをしたいと思います。

それでは、下水道部の議案審査に入る前に、常任委員の所属変更後、初の定例会の委員会開催でございますので、高木下水道部長に御挨拶いただいた後、執行部の皆様には、自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、高木部長、よろしくお願いいたします。

○高木要輔下水道部長 はい。下水道部長の高木でございます。おはようございます。下水道部につきましては、常任委員会の所属変更後、初めての委員会になりますので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思います。

改めまして、私、下水道部長の高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課の重本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中英利次長兼下水道建設課長 失礼します。下水道建設課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○太田潤一下水道経営課長 はい。おはようございます。下水道経営課長、太田でございます。よろしくお願いいたします。

○本家 悟下水道企画課下水道管理室長 はい。下水道管理室長の本家です。よろしくお願いいたします。

○松尾一繁下水道企画課課長補佐 下水道企画課の課長補佐、松尾です。よろしくお願いいたします。

○敦賀裕貴下水道建設課課長補佐 下水道建設課課長補佐、敦賀と申します。よろしくお願いいたします。

○久田恵美子下水道経営課課長補佐 下水道経営課課長補佐、久田です。よろしくお願いいたします。

- 谷口賢司下水道企画課財務係長 下水道企画課財務係長、谷口です。よろしくお願いします。
- 田中裕史下水道企画課下水道管理室主幹 下水道管理室、田中です。よろしくお願いします。
- 湯谷真裕下水道企画課企画係長 下水道企画課企画係長の湯谷と申します。よろしくお願いします。
- 吉村幸治下水道建設課主査 はい。下水道建設課建設第一係の吉村です。よろしくお願いします。
- 井上幸一下水道建設課建設第二係長 下水道建設課建設第二係の井上です。よろしくお願いします。
- 前田 誠下水道経営課普及係長 下水道経営課普及係長の前田と申します。よろしくお願いします。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。では、御挨拶いただきました。御紹介いただきました。

議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

- ◆雲坂 衛委員長 それでは、先議分、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を御説明ください。はい、太田課長。
- 太田潤一下水道経営課長 はい。下水道経営課、太田です。よろしくお願いします。2月補正の一般会計のほうを御説明させていただきます。皆さんのほうにお配りしております資料1です。こちらのほうで説明をさせていただきます。主なものについて、各課ごとで説明ということさせていただきます。
そうしますと、資料1、1ページ目、お開きください。はい。よろしいでしょうか。資料1、1ページ、衛生費、保健衛生費、公害対策費の合併処理浄化槽設置費補助金でございます。補正額は、マイナスの119万7,000円の減額補正であります。これは、公共下水道等の整備が見込まれない区域におきまして、合併浄化槽を設置する方に、設置費の一部を補助する事業でございます。今年度は10基の補助を行ったこの実績によりまして減額補正を行うものです。当初は、新設4件、転換6件ということでしたが、実質的には、新設が8基、転換2基ということになっております。転換、いわゆるくみ取りとか、単独浄化槽からの転換につきましては、国、市のほかに、県から上乗せの補助があるんですけども、今回転換のほうは2基にとどまりましたので、上乗せ補助が少なくなっていると、必要がなかったということになっております。減額の内訳としましては、県の支出金が102万円の減額、一般財源がマイナスの17万7,000円ということでございます。経営課は、以上です。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、本家室長。
- 本家 悟下水道企画課下水道管理室長 はい。それでは、下水道管理室分について御説明申し上げます。都市下水路費、維持管理費でございます。これにつきましては、降雨時や雪解けによる浸水被害、こういったものを防ぐため、吉成、西吉成地区の2地区において、緊急排水ポンプの設置、運転による内水排除を行うための委託費として、73万7,000円の増額補正を行っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、重本です。それでは、中段の農林水産業費、他会計繰り出し、下水道等事業会計への繰り出し、集落排水事業、4億4,700万円余りの増額補正です。これは、集落排水事業の実績見込みに伴う増額でございます。

まず、公営企業会計における繰出金について簡単に御説明します。下水道事業会計は、使用料収入や、建設財源である国交付金・県補助金や、長期の借入金である企業債のほかに、一般会計からの繰出金によりまして経営を賄っております。総務省が定める繰り出し基準、これは、雨水公費・汚水私費の原則に基づきまして、適切な使用料を徴収しても賄うことができない汚水処理経費、これは一般会計が負担すべき経費として定めております。繰り出しの対象は、維持管理費と公債費がございます。本市の下水道事業は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水、小規模集合排水処理の6つの事業に分かれています。農林水産業費に計上する繰出金は、農集、漁集、林集、小規模の経費に、この後出ます土木費に計上する繰出金は、公共下水道、特定環境保全公共下水道の経費に充てられるものでございます。6事業を1つの会計で運営しておりますが、個々の事業においても収支が不足することがないように運営していく必要があります、今回の補正は、事業実績による増減のほか、会計上資金不足が見込まれる4つの集落排水事業と公共下水道事業の間で不足額の調整を行うものです。

続きまして、一番下でございます。土木費、他会計繰り出し、下水道等事業会計への繰り出し、公共下水道事業でございます。1億6,000万円余りの減額補正です。これは、先ほど説明しました公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業費の実績見込み及び集落排水事業の不足額調整に伴う減額でございます。主な理由としまして、当初は10億円の平準化債を借入れする予定でございましたが、8億円の借入れで賄えるようになったものでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、御説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。この合併浄化槽の設置費補助金、当初10か所ということで、新設と転換ですかね、合わせて10か所だということなんですけれども、これは、公共下水道とか集落排水のエリア外の地域の排水が対象になると思うんですけれども、大体どれぐらい、その全体として、この浄化槽で賄うべきものがあるのか、それに対してどれぐらい、普通浄化槽があつて、合併浄化槽、高度な浄化槽がどれぐらいあつて、今の実態がどれぐらいあつて、毎年どういった計画で、この合併浄化槽に転換していくもくろみっていいですか、計画を立てていらっしゃるのか、その辺、ちょっと初めてなものですから、教えていただけたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田潤一下水道経営課長 はい。下水道経営課、太田です。ちょっと元年度末の数字にはなるのですけれども、今、市域全体に単独浄化槽が1,802基ございます。合併浄化槽のほうは2,632基、実際あるわけなんですけれども、この中で、その単独浄化槽、ちょっとくみ取りのほうは数字のほうが実際つかめてないということでありまして、しかも、こういった全てが供用開始

外というわけではないので、ちょっと内訳の数字は、ちょっと今すぐ出てこないんですけども、少なくとも国の方針等としても、いわゆる単独浄化槽っちゅうのは、もう平成10年代半ばぐらいにもう駄目になりまして、そういう浄化槽については、随時合併槽に変えていくというような方針が実際にあるところでもあります。

そういう中で、鳥取市としまして、浄化槽のほうの、いわゆる合併浄化槽のほうの転換というのは推進はしるところで、県のほうでも、実際その辺のところの推進をしようという中で、今現在、基本的には、その浄化槽の補助金、一番当初に申し上げましたが、大体その国と市で、国が3分の1、市が3分の2ということで、設置費の大体4割程度が補助できるようなスキームを組んで補助を行っております。今の、その単独浄化槽であるところ、くみ取からの転換ということを目指して、県のほうで、その転換については、さらに上乘せの補助を行うということで推進を行ってるところでございます。

ただ、実際そういう、単独の方々に、合併、いわゆる認可区域、その下水道がつながれる区域については、当然ながら下水が優先になりますので、そっちの促進活動は積極的には行っているところではあるんですけども、浄化槽の、いわゆるその公共下水等が届いてない区域については、どうしてもやっぱりお客さんのほうの、その申請の待ちというような形に実際なるとるものでして、大体計画としては、5か年計画を国のほうに出して向かってはおるんですが、大体10基ぐらいを年間補助計画として推進をしているというようなところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。全国では、何ていうんですか、中山間地域をはじめとして人口が減少し、集落自体も高齢化とか、人口減少が進んでいる集落もかなり出てきているような状況の中で、ある意味、その集落排水とか公共下水道とかで賄っていたところを、合併浄化槽なりっていうふうに変換をしていくような話もよく聞くんですけども、どうなんでしょうか、その辺のこともありますし、この今現在、今1,802の単独浄化槽っていうのも、かなり多いと思うんですけども、実際、何ていうんですか、集落排水なり、公共下水道なりのエリア以外のところのこの浄化槽、単独浄化槽の実態みたいなものを把握しておかないといけないのではないかなと思うんですけども、それにあわせて、この年間10基みたいなところが本当に妥当なのかっていったところもあると思うので、ちょっとそういうふうにしたんですけども、その辺に対する考え方を教えていただけたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田潤一 下水道経営課、太田です。すみません。供用エリアの方の数字、今ちょっと見つけました。これも元年度末になるんですが、単独浄化槽2,632に対して、供用開始エリアは1,445ですので、供用開始外というところは、およそ1,200ぐらいですね、単独で。このところがターゲットになってくるかというふうに思うんですけども、この中でも、実際、空き家になっていたりとか、そういうところも結構あるような状況でありますし、そういうことありまして、今、実際その浄化槽等が、どういうふうな状態になっているのかということ、保健事業団と連携をしながら、その数字の確認等もずっと続けているというようなこともあったりして、台帳の整備とか、そういうようなことも、いろいろ県下一体となって、

その辺を進めていこうというような取組が今なされているところであります。そういうところに市町村も入りながら、県と一緒に、その辺は進めるところですんで、先日、12月にそういう協議会を立ち上げて、県のほう主催で、それに一緒に、県下一斉で取組を進めるところというふうなところがございますので、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。大体の概要といたしますか、分かりました。今回は補正ということなので、問題はないのではないかなというふうには感じたところです。この件については、オーケーです。はい。

◆雲坂 衛委員長 はい。その他、御発言はありませんか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 すみません。下水道事業会計への繰り出し、先ほど、重本次長のほうから10億円の借入れが8億円になったんだと、で、済んだんだと、2億円の話なんですけども、その辺の、何ていうんですか、内容といたしますか、中身というのはどうなってるのか、お聞かせ願えたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、松尾補佐。

○松尾一繁下水道企画課課長補佐 まず、農林のほうの4億円の増ですけども、こちらのほうにつきましては、先ほど少し説明があったと思うんですけども、鳥取市、本市の下水道事業会計6事業で運営は行っております。その中で、資金不足、事業ごとに見た資金不足というものが生じておまして、それに伴うものが、農林水産業費のほうで4億3,000万円あります。

あと、総務省の繰り出し基準に伴います高資本費に対する経費というものを、当初はちょっと計上してないものでして、それを含めたところで4億4,700万円の増額補正を行っております。

あと、土木費のほうにつきましては、先ほどありましたように、平準化債を2億円発行しないという、財政部局との調整により行っております。

あとは、先ほど説明した農林水産業費のほうに、資金不足のほうを補填しているものとか、あと、こちらのほうにも、高資本費に対する繰り出し部分もありますし、あと、うちの会計は、あくまでも企業会計を採用しているんですけども、一部適用といたしまして、財務諸表だけを取り入れている会計なものでして、人件費の不足部分も含めたところのプラス・マイナス等で、マイナス1億6,000万円となっております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 今のお話だと、全体を通して、その集落排水のほうで4億円経費がかかったんだという、経費がかかるんだということなんですよね。

○松尾一繁下水道企画課課長補佐 はい、そうです。

◆前田伸一委員 それを、何ていうんだ、それを全体押しなべて、その公共下水道のほうから2億円、何ていうんですか、2億円分、その集落排水のほうに回したという理解でよろしいんですか。

○松尾一繁下水道企画課課長補佐 4億円。

◆前田伸一委員 4億円。

◆雲坂 衛委員長 手を挙げて。

◆前田伸一委員 そうした、全体的、通しての考え方で、その振り替えたという考え方でよろしいのでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、松尾課長補佐。

○松尾一繁下水道企画課課長補佐 はい。あくまでも、本市は、同じ下水道利用というところで、料金のほうも、どこに住んでても同じ料金単価というところも設定していますので、そういうところからの影響を受けて、こちらのほうの農林水産業費のほうがちよっと不足になるというような実態でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 だから、当初見込んでおったものに対して、実績がこういうふうになったので、その会計ごとの調整を今回行ったということによろしいですか。はい、分かりました。

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、ほかに質疑もなしということで、質疑を終結します。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号令和2年度鳥取市下水道等事業会計補正予算について（説明・質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、先議分、議案第41号令和2年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を御説明ください。はい、重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、重本です。お手元の資料2で説明させていただきます。よろしいでしょうか。

（「先ほどと同じ資料です」と呼ぶ者あり）

○重本安彦次長兼下水道企画課長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重本安彦次長兼下水道企画課長 はい。それでは、まず1ページ、2月補正予算の概要でございます。下水道等事業会計は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出から構成されており、事業費の確定に伴い、予定額を補正するものでございます。

まず、収益的収支、これは、3条予算といたしまして、下水道事業の経営に関する予算、経常予算でございます。収入は3億6,200万円余りの増額補正です。支出は5,600万円余りの減額補正です。

資本的収支、これは4条予算といたしまして、建設改良に要する予算、投資的予算でございます。収入は4億800万円余りの減額補正、支出は2億7,600万円余りの減額補正を予定しております。

おのおの詳細に説明させていただきます。3ページから御覧ください。では、収益的収入、これは3億6,200万円余りの増額補正でございます。まず上から、営業収益、下水道使用料収入は、1億1,000万円余りの増額を予定しています。これは、当初は過去の実績から、厳しめといたしますか、安全側に算定しておりましたが、増額補正となっております。ちなみに、昨年来のコロナ禍の影響もあり、家庭などの小口利用の使用水量は増加しているものの、料金体系上、単価の高い大口利用者、いわゆる事業所の使用水量が減少傾向にありまして、前年の決算と比べて減収となる見込みでございます。

次の他会計負担金、一般会計負担金でございます。平準化債の借入れが確定したことに伴う、汚水処理等に対する一般会計負担金が、2億5,800万円余り増えたものでございます。先ほど、一般会計のときに説明しました、当初10億円の平準化債を借り入れる予定でしたが、8億円の借入れで賄えるようになったものでございます。

続きまして、2番、営業外収益、これは、利子償還額の確定に伴うもので、雨水処理に係る利子負担金である一般会計負担金900万円余りの減、一方、汚水処理に係る利子負担金であります一般会計補助金、これが300万円余りの減となったことが主な理由でございます。

4ページのその他雑収益200万円余りにつきましては、受託工事事務費の増を見込むものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。収益的支出、5,600万円余りの減額補正でございます。営業費用、これは、事業費が確定したことによるものでございます。1の管渠費、補正額200万円余りの増、負担金200万円余り増は、道路修繕工事に伴う道路課への負担金の増によるものでございます。

2ポンプ場費、補正額2,200万円余りの増、委託料2,200万円余りの増は、包括委託費の増によるものでございます。

6ページ、御覧ください。3処理場費、補正額1億200万円余り減、委託料9,900万円減は、労務単価、光熱費等のユーティリティーの実績見込みに伴う包括委託費の減額によるものでございます。

手数料、200万円余りの減、汚泥引き抜き料の実績見込みに伴う減によるものでございます。

次、飛びまして10ページ、御覧ください。よろしいでしょうか。営業外費用、これは、企業債利子1,500万円余りの減額と、消費税及び地方消費税3,800万円余りの増、これは、額が確定したものでございます。

収益的収支差引き、一番下でございます。計が6億9,900万円余りとなっております。よって、3条予算は、7億円の黒字を予定しております。

次、11ページ、御覧ください。資本的収入でございます。4億800万円余りの減額補正です。これは、建設改良費の減額に伴うもので、建設企業債が2億3,200万円の減額、また、準建設企業債のうち、資本費平準化債が確定したことによります2億円の減額、国・県の補助金3,600万円余りの減額、一般会計出資金4,300万円余りの増額となっております。

受益者負担金及び分担金については、特別使用の分担金及び加入金の実績見込みによるもので、1,200万円余りの増額となっております。

続いて、13 ページをお願いします。資本的支出、2億7,600万円の減額補正です。これは、建設事業費が確定したことによる補正で、管渠費、これが4億円余りの減額、ポンプ場費7,600万円余りの増額、処理場費4,600万円余りの増額となっております。ポンプ場費、処理場費の増額につきましては、国の令和2年度補正予算第3号に伴いまして、来年度予定工事を前倒しで施工することに伴う増でございます。

続いて、飛んで15 ページ、御覧ください。資本的収支の差引き、計マイナス29億900万円余りとなりました。資本的収支が29億円余り足りないというものでございます。この4条予算で足りない部分は、補填財源は下の表に示しております。

当年度分損益勘定留保資金1億7,200万円余りの増額補正です。4条予算で平準化債2億円減額、いわゆる借入れしないことに伴いまして、3条予算の留保資金が増えるためでございます。

当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,000万円余りの減額補正、事業費の減額に伴う消費税の減額によるものでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、田中次長。

○田中英利次長兼下水道建設課長 下水道建設課の田中です。1ページのほうに帰っていただきまして、私のほうからは、主要な建設改良費の補正ということで説明させていただきます。よろしいでしょうか。1ページです。

（「資料2の1ページ」と呼ぶ者あり）

○田中英利次長兼下水道建設課長 主要な建設改良事業、今の資料です。

（「資料2の1ページ」と呼ぶ者あり）

○田中英利次長兼下水道建設課長 2の1ページです。

（「資料2」と呼ぶ者あり）

○田中英利次長兼下水道建設課長 はい。半分から下の辺りに、主要な建設改良事業というのがありますが、こちらのほうを説明させていただきます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最初に公共下水道の管渠費でございます。これは、未普及を解消するための汚水管の整備、浸水被害の防止や軽減を図るための浸水対策、管渠の安全性を高めるための耐震化や長寿命化対策、さらに、県道や市道、道路改良に伴います下水道施設の移設などを実施しました事業でございます。事業費の決算見込みに伴います4億916万6,000円の減額補正でございます。

主な補正理由といたしましては、当初予定していました事業に対しまして、国費の配分が大幅に減額されたことによるものでございます。この調整を、主に委託費、工事費で行ったため、それぞれ減額というふうになっております。補償費に関しましては、工事請負費の減に伴いまして、水道管やガス管の移設工事が一部不要になったことなどによるものでございます。

次に、公共下水道のポンプ場費でございます。これは、幸町ポンプ場で水処理や電気設備の改築工事を、また、的場ポンプ場の耐震補強工事などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴います7,697万円の増額補正でございます。主な補正理由といたしましては、先ほど、重本次長のほうから説明がありましたが、令和2年12月に防災・減災、国土強靱化の

ための5か年加速化対策が閣議決定されまして、令和3年1月の国の補正予算に対応するために、令和3年度に予定していましたがポンプ場のポンプ場増設工事を前倒しして、今回補正計上するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。次に、公共下水道の処理場費でございます。これは、秋里下水終末処理場の監視設備改築工事を、また、河原浄化センターの汚泥処理設備改築工事などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴います5,284万円の増額補正でございます。

これも、主な補正理由といたしましては、この事業も令和3年1月の国の補正に対応するために、令和3年度に予定していましたが河原浄化センターの改築工事を前倒しして、今回補正計上するものでございます。

最後に、集落排水施設の建設改良費でございます。これは、東郷地区と本高地区などを統合するための事業や、県道、市道の道路改良に伴います集落排水の移設を実施した事業で、さらに、鳥取市東部の下水道施設の現況などを調査するための事業などを実施しました。事業費の決算見込みに伴います215万5,000円の増額補正でございます。

この補正理由といたしましては、一部工事を見直したことや、水道管やガス管の移設工事を見込んでいたものが、一部不要になったことなどによるものです。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方、順次御発言ください。はい、山田委員。

◆山田延孝委員 集排ですけども、集排はこうして、以前、各集落ごとみたいな、小さい区域で処理しておったのを、ずっと統合してきておりますよね。例えば、河原の国英地区ですか、国英地区と馬場地区をつなぐとか、そういうのをずっとやってきておるんですけども、そういう統合の今後の方向、まだそういう統合というのは、予定がこれから先もあるのでしょうかね、あるとすれば、どの地域がどういう状況なのか、ちょっと教えていただきたい。

◆雲坂 衛委員長 湯谷係長。

○湯谷真裕下水道企画課企画係長 下水道企画課の湯谷でございます。先ほどの集落排水の今後の統合の見込みということですけども、現在、71施設の集落排水等の小規模の処理施設がございますけれども、令和8年度までの目標というところですけども、今の71施設の処理施設を66施設まで減らすことを目標に、順次事業計画を立てていく予定にしております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 はい。分かりました。それともう一点、公共下水道の普及の状況ですね、まだ湖山周辺、未普及の部分があるというようなこともちらっと聞いたりするんですが、公共下水道の未普及地区というのは、どの地域がどの程度の戸数なのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

◆雲坂 衛委員長 はい、田中次長。

○田中英利次長兼下水道建設課長 はい。下水道建設課の田中といいます。今まだ残っています未普及地域としましては、湖山のほうは、もうほとんど終わります。それで、あと残っているのが、安長ですね。29号線の山陰酸素の交差点の辺りにあります県道沿線、あの辺りと緑ヶ丘、安長、あの市場付近、あの辺りと、あと徳尾、最後は古海で、国体道路から南側のほうのカインズ側ですね、あちらは、全く管が国体道路を横断してませんので、ちょうど手前まで来とるんですけど、その辺りが一番最後になるのではないかというふうに考えております。普及率としましても、95%行っておりますので、全国平均よりかなり進んでいるということです。以上です。

◆雲坂 衛委員長 いいですか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 1ページのポンプ場整備事業の財源の内訳のところ、受益者負担金等というふうに書いてあるんですけども、大体、受益者負担金というのは、管渠が整備をされて、受益を被るお宅から、その相当分、建設に伴う相当分のお金を頂くというのが受益者負担金じゃないかなと思うんですけど、このポンプ場のその受益者負担金という、何かイメージというのがちょっとよく分からないんですけど、処理場のほうも、この受益者負担金という項目があるんですけども、これはどういったことなんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 下水道企画課、重本です。ちょっと後で、答弁させていただきます。今調べております。

◆前田伸一委員 はい、お願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 そのほか、太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。私も同じところなんですけれども、すみません、聞き漏らしたようで、もう一度御説明いただきたいと思うんですけども、ポンプ場の整備事業、幸町と的場というふうにおっしゃったように思うのですけれども、その確認と、令和3年の国の予算で前倒し、的場の分を前倒しというふうに向ったように思うのですけれども、この内訳が半分ずつというのか、割合があるのか、全額、両方とも前倒しなのかというところを教えてくださいましたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 下水道企画課、重本です。ポンプ場は、的場ポンプ場のみです。これが、国の補正予算に対応してということでございます。

◆太田 縁委員 幸町は。

◆雲坂 衛委員長 はい。ページ2のほうも聞かれました。

◆太田 縁委員 いえ。

◆雲坂 衛委員長 聞いてない。失礼しました。はい、太田委員。はい。

◆太田 縁委員 すみません。幸町のほうは、何かおっしゃったように。

（「うん、言いんさったで」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい、田中次長。

○田中英利次長兼下水道建設課長 はい。下水道建設課の田中です。私のほうが説明させていただいたんですけど、このポンプ場の整備事業の概要をまずお話した中で、幸町ポンプ場と的場ポンプ場とかをやってますというようなことです。それで、国の補正に関しましては、的場ポンプ場を対象にやったということです。以上です。

◆雲坂 衛委員長 よろしいですか。はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。続けて伺います。それで、国の内水の考え方が随分変わってきたというか、変化してきたということなんですけれども、この的場のポンプ場を整備することによっての効果というのは、どのような期待をされているのか御説明いただきたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、重本です。的場ポンプ場は、計画上必要な機能といいますか、能力が、計画上では3台で1分間に263立米というような計画をしております、今現在が1台、そのうちの110立米毎分が稼働しております。

平成29年9月の降雨で浸水被害が発生しまして、1台の整備では対応が難しいということで、令和元年度に、増設のための詳細設計を行いました。それで、令和2年度、今年度と来年度の2か年で、ポンプ設備の増設を行うものでございます。内容としまして、ポンプ設備の工事及びそれに伴う電気設備工事というものを予定しております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。電気設備工事に対してお伺いしたいんですけど、これは、どれくらいの実装というか電気ができるのか、何日ぐらいを思っておられるのか。といいますのが、佐賀の天井川の氾濫があったときに、現地に向ったときに、国交省に新しいのをつけていただいたんですけども、電気が止まってしまって全く機能しなかったというお話があったので、どれぐらいをこう想定しておられるのか、お伺いしたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、本家室長。

○本家 悟下水道企画課下水道管理室長 はい。ポンプを動かす主動はエンジンで発電していて、エンジンポンプですか、で回していきようるってことなんで、燃料供給さえあれば、ある程度の時間を対応していけるというふうに考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 よろしいですか、はい。先ほど。松尾補佐。

○松尾一繁下水道企画課課長補佐 下水道企画課、松尾です。すみません、先ほどの前田委員の質問ですけれども、すみません、うちのほうのこの表の見せ方というのがちょっとまずかったところもあるんですけども、受益者負担金等って書いてあるんですけども、こちらのほうが自己財源ということで、一般会計の表でいったら一般財源に当たるようなイメージになるんですけども、企業会計上は留保資金というんですけども、自分ちの持ち出し部分というか、自己財源のことを示しております。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ということであれば、表現といいますか、ちょっと見直しをしていただいて、以降、どういった表現のほうがいいのかといったところを検討していただけたらというふうに思います。

ちょっと、それと、あと太田委員の質問に関連してなんですけれども、よろしいでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 的場のポンプ場については、今回の補正で委託料を計上するというのでいいですね。来年度の令和3年度で、その電気工事であるとか、この機械設備であるとか、そういうものを計上していくんだと。来年度、令和3年度には、この的場ポンプ場の1基分が完成するといったスケジュールでよろしいのでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、重本次長。

○重本安彦次長兼下水道企画課長 下水道企画課、重本です。ちょっと説明が悪かったと思います。申し訳ないです。詳細設計、業務委託のほうは、令和元年度に済んでいます。令和2年と3年の2か年で、ポンプの設備工事と、それに伴う電気設備工事を予定しております。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 であるならば、委託料ではなしに、工事請負費になるのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、松尾補佐。

○松尾一繁下水道企画課課長補佐 下水道企画課、松尾です。こちらのほうのポンプ場と処理場におきましては、市のほうが直営で工事をするわけじゃなく、下水道事業団に工事受託という意味で委託費計上をしております。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 分かりました。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。はい。

これ以上、質疑はなしということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第41号令和2年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、建設水道委員会を一旦閉会し、予算審査特別委員会建設水道分科会を開会します。はい。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午前10時50分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後0時59分 再開

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 それでは、時間少し早いですけれども、建設水道委員会を再開し、都市整備部の議案審議を始めます。都市整備部の議案は、先議分とそれ以外のものがありますので、分けて進行をします。御存じのこととは思いますが、先議分議案は、説明、質疑、討論、採決まで、それ以外の議案は、本日は説明のみを受けることとしておりますので、御承知ください。

それでは、議案審議に入る前に、常任委員の所属変更後、初の定例会の委員会開催でございますので、谷口都市整備部長に御挨拶いただいた後、執行部の皆様には、自己紹介をいただきたいと思っております。

それでは、谷口部長、よろしくお願いいたします。

○谷口浩章都市整備部長 はい。失礼をいたします。都市整備部長の谷口でございます。よろしくお願いいたします。このたびの計上させていただいております内容でございますが、補正予算につきましては、事業費の実績見込みによります精算のほか、国の3次補正に呼応いたしまして、国土強靱化やコロナ感染症対応に關します案件を計上させていただいております。また、新年度予算では、全協でも説明をさせていただきましたけれども、生活交通の確保、それから、中心拠点の維持、それから並びに、事前防災の取組によります安心で安全な都市づくり、これに向けました予算を計上させていただいております。この後、担当の各課長から説明をさせていただきますけれども、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 はい。御挨拶いただきました。それでは、続いて。よろしくお願いいたします。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課長をしております、有本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課長を務めております湯谷でございます。よろしくお願いいたします。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課長を務めております永井と申します。よろしくお願いいたします。

○稲干典史次長兼都市環境課長 失礼します。都市環境課長の稲干でございます。よろしくお願いいたします。

○尾坂和昭次長兼建築指導課長 はい。建築指導課長の尾坂です。よろしくお願いいたします。

○太田忠孝建築住宅課長 建築住宅課長の太田と申します。よろしくお願いいたします。

○田村 温道路課長 はい。道路課長の田村です。よろしくお願いいたします。

○河田耕一道路課課長補佐 道路課課長補佐の河田と申します。よろしくお願いいたします。

○榎谷承文建築住宅課課長補佐 建築住宅課課長補佐の榎谷と申します。よろしくお願いいたします。

○森田 健建築指導課課長補佐 建築指導課課長補佐の森田と申します。よろしくお願いいたします。

○坂本武夫建築指導課参事 建築指導課参事の坂本です。よろしくお願いいたします。

○藪下 昇都市環境課課長補佐 都市環境課の課長補佐の藪下です。よろしくお願いいたします。

○増田泰則都市企画課課長補佐 都市企画課課長補佐の増田と申します。よろしくお願いいたします。

○筒井真二交通政策課課長補佐 交通政策課の課長補佐の筒井です。よろしくお願いいたします。

- 雁長 徹 中心市街地整備課課長補佐 中心市街地整備課課長補佐の雁長です。よろしくお願
いします。
- 牧野隆史 鳥取西地域工事事務所長 鳥取西地域工事事務所長の牧野といたします。よろしくお願
いします。
- 山根陽一 鳥取南地域工事事務所長 はい、失礼します。鳥取南地域工事事務所長の山根でござ
います。よろしくお願いたします。
- 山崎 修 建築住宅課課長補佐 はい。建築住宅課課長補佐の山崎といたします。よろしくお願
いします。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。御挨拶いただきました。ありがとうございます。

議案第24号 令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・
採決）

- ◆雲坂 衛委員長 それでは、先議分、議案第24号 令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、
本委員会の所管に属する部分を御説明ください。はい、永井次長。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。令和2年度鳥取市一般
会計補正予算、都市整備部の所管に関する部分について説明させていただきます。前もってお
配りしております、資料1、2、資料の1、2です。はい。こちらについて説明させていただき
たいかと思っておりますので、よろしくお願いたします。職員費を除く、おおむね100万円以上の
補正について説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、資料1の17ページの一番下段を御覧ください。一般会計の都市整備部、歳出合計につ
きましては、補正額1億9,129万9,000円、補正後の額といたしましては、52億6,308万1,000
円となります。

都市企画課部分について説明させていただきます。資料1の1ページに戻ってやってくださ
い。

土木費、土木管理費、土木総務費、要望活動費でございます。補正予算書につきましては129
ページ、事業一覧につきましては63ページとなります。道路整備、治水対策、山陰新幹線など
各種期成同盟会の要望活動に係る旅費等の計上をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症
の影響によりまして、総会の開催等が書面、オンライン、さらには郵送による要望活動とな
りました。そのことによりまして、要望活動に係る旅費等が減額したものでございます。補正
額につきましては106万5,000円、補正後の額といたしまして27万6,000円となります。

続きまして、資料1の1ページの下段を御覧ください。こちら、同じく土木費の河川費、河
川総務費、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。補正予算書につきましては133ペ
ージ、事業一覧は64ページとなります。資料2の1ページ、こちらのほうを御覧ください。県
が実施する急傾斜地崩壊対策県営事業費に要する経費の一部を市が負担することによりまして、
急傾斜地対策事業の促進を図っているものでございます。本年度につきましては、青色で囲っ
ております40か所で、41の工事等事業が行われております。県事業の実績見込みによる減額

に伴い、市の負担金を減額するものでございます。補正額につきましては7,514万1,000円、補正後の額といたしましては8,248万9,000円となります。

次に、資料1の2ページ上段を御覧ください。土木費、都市計画費、都市計画総務費、都市計画策定費、地図情報デジタル化整備事業費でございます。補正予算書は135ページ、事業一覧は64ページとなります。地図情報デジタル化整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である国の3次補正に呼応するものでございます。資料2の2ページを御覧ください。事業の目的及び効果といたしましては、航空写真により、最新のデジタルデータによりまして、鳥取市全体の全域の基本図を作成いたします。これを公開型のGISの基本図とすることで、利用者が来庁することなく必要な情報を得られる環境を整備するものでございます。また、現行の公開型GIS、こちらのほうを改良いたしまして、今まではできなかった利用者側で縮尺を指定した図面や、ちょっと右上のほうに書かさせていただいておるんですけども、都市計画の構成イメージなんですけれども、こちらは都市計画等の情報を重ねた図面の作成や印刷を可能とすることで、公的機関の電子申請の際にも添付ファイルとして利用できるなど、市民サービスの向上を図るとともに、窓口対応の軽減による新型コロナウイルス感染症の拡大防止や業務の効率化を図るものでございます。

業務の内容といたしましては、鳥取市全体765.31平方キロメートルでございますけれども、この全て航空写真による測量を行い、デジタルオルソといたしまして、撮った写真を補正をするものでございますけれども、そちらのほうを実施いたしまして、鳥取市全域の基本図を作成するといったものでございます。また、公開型GISのPDF印刷機能について、先ほど見ていただいた都市計画図の構成イメージとして図示しておりますが、それぞれの図面を重ねて印刷できるといった機能の改良を行い、利用者の一層の利便性を図るものでございます。補正予算額につきましては、7,784万7,000円となっております。

次に、資料1の2ページの下段を御覧ください。こちら、土木費、都市計画費、街路事業費、県営事業負担金でございます。補正予算書につきましては137ページ、事業一覧は64ページとなります。資料2の3ページを御覧ください。こちら、県が実施する市域の県営街路事業に要する経費の一部を市が負担することによりまして、幹線道路の整備を促進し、交通渋滞の緩和であるとか、利便性の確保を図るものでございます。本年度につきましては、立川甕山線、卯垣の工区でございますが、そのほか2か所で事業が行われております。県事業の実績見込みによります減額に伴い、市の負担額を減額するものでございます。補正額につきましては、マイナスの4,440万円、補正後の額については5,710万円となっております。

以上、都市企画課分の補正額4,446万9,000円、補正後の額といたしましては5億1,876万4,000円を計上するものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、湯谷課長。

○湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課でございます。湯谷でございます。続きまして、交通政策課分ということで、同じく資料1の3ページをお願いしたいと思います。予算書のページ数並びに事業一覧のページ数につきましては、この表の左の列に記載しておりますので、一々読み上げませんけれども、御了承いただきたいと思います。

それでは、まず、中ほどの4空港利用促進費、鳥取空港の利用を促進する懇話会の負担金でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、予定しておりました一部の事業、これが不執行になったため、100万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、その下の、目交通対策費、地方バス路線維持対策補助金でございます。1億145万8,000円の減額を計上しておりますが、これは、補助金の額の確定によります減額でございます。なお、お認めいただきました既決予算と実績の額に大きく乖離が生じております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業者が危機的な経営状況に陥っているということがございまして、令和2年度分として、本年7月臨時会で、支援金の議決をいただいております。この事業継続のために緊急的に交付いたしました奨励金を、本補助金の算定上、その他収入に分類し控除したことによりまして、本来のその補助金の額が減額になったものでございます。あわせまして、県補助金、過疎債など、財源についても調整をしているところでございます。

続きまして、また1行下の高齢者等公共交通利用支援事業でございます。この事業は令和2年度、今年度ですけれども、高齢者運転免許証自主返納支援事業と高齢者等バス運賃優待助成事業、これを統合いたしまして、65歳以上の高齢者、これは免許返納の有無に関わりませんし、免許証を自主的に返納された方、年齢は問いません、これらの方々に路線バス定期券、これを半額でお使いいただくという内容でスタートしたものでございます。実績見込みによりまして、150万円の減額補正を行うものでございます。なお、各種定期券の利用実績を合計2,189件と見込んでおるものでございます。ちなみに、財源は全額、ふるさと納税基金繰入金を充当してございます。

次に、路線バス運行継続緊急支援事業、200万円の減額でございます。先ほど申し上げました7月臨時会に、運行継続のための緊急奨励金として、1系統200万円で積算をいたしました総額2億2,000万円、これを議決をいただいたものでございます。予算計上に当たりましては、各バス事業者から申告をされました系統数110系統でございましたが、これで積算をしておりました。しかしながら、実際の奨励金の申請時点で、対象外である系統が1個含まれておるということが判明いたしましたため、それを控除した、除外をしたために、生じた減額になります。なお、緊急支援奨励金の対象となる系統の考え方、解釈、あるいは定義でございますけれども、これに双方、相違があったことが原因でございまして、今後のこともありまして、事業者とは十分に考え方の整理を行ったところでございます。

次に、めくっていただきまして、4ページの一番上、生活交通確保対策事業費のうち、バス代替タクシー運賃補助金230万円の減額でございます。現在6路線で運行中の路線の事業実績による減額でございます。

次に、2行飛ばしていただきまして、市町村有償運送事業361万2,000円の減額でございます。この事業は、現在、気高循環バス・絹見バス・南部支線バスの運行に関する経費を支出しておるものでございまして、減額の主なものは、老朽化しました車両の更新に当たり実施した入札の残額、並びに、付随する任意保険料の減額でございます。

続きまして、また2行飛ばしていただきまして、100円循環バス運行事業費のうち、100円循環バス利用促進費219万5,000円の減額でございます。こちらもちろ老化いたしました、くる梨赤コース車両、この更新の入札による残額、並びに、予定しておりました外国語時刻表、英語、中国語、韓国語でございますが、この作成を、令和3年10月の本格運行開始時に送るという判断をいたしましたための減額でございます。

続きまして、その下の100円循環バス運行負担金でございます。こちらは、1,857万円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、委員会資料2の4ページで説明をさせていただきたいと思っております。まず、くる梨の事業の経過でございますが、これは記載のとおりでございます。現在は、この右の図3のとおり、令和元年10月から開始いたしました新路線案での実証運行中でございます。今後、ルート、ダイヤの改善作業を進めます。本年10月の本格運行を目指しておるところでございます。図の1で、利用者数及び市負担金の推移、また図の2では、令和2年度の利用状況の前年同月比をグラフにしております。御確認いただきたいと思います。いずれにしても、新型コロナウイルスの影響によりまして、年間の利用者数、これが前年の75%まで落ち込むというふうに見込んでおることに加えまして、人件費のアップ、あるいは経費など、経費の増加による負担金の増額等ございまして、増額の補正をお願いするものでございます。

それでは、資料戻っていただきまして、委員会資料1の5ページをお願いしたいと思います。下から2行目の、目港湾総務費、鳥取港振興対策費でございます。鳥取港振興会でございますけれども、この鳥取港振興会への補助金446万9,000円減額するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、6月に予定しておりました日本丸の寄港中止ですとか、ポートセールス活動に伴います県外出張の自粛などによりまして、不用額が生じたためでございます。

以上、交通政策課、歳出合計8億6,576万9,000円から1億99万8,000円を減額いたしまして、補正後歳出合計7億6,477万1,000円となります。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。先ほどの説明の中で、少し言い間違いがありましたので、訂正させてやってください。資料1の1ページの要望活動費、先ほど、減額を106万5,000円といった説明させていただいたんですけども、正しくは、160万5,000円です。大変申し訳ございませんでした。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本でございます。引き続きまして、資料1の6ページを御覧ください。企画費、都市居住推進事業費、並びに、遊休不動産利活用推進事業費でございますが、いずれも、事業実績に基づく減額補正でございます。

はぐっていただきまして、7ページでございます。商工業振興費で、全体で252万6,000円の減っていることですが、そのうち、上から4事業につきましては、先ほど同様、事業実績に基づく減額、並びに、財源更正でございますが、2つ目、中心市街地活性化推進事業費200万円を減額をさせていただくものでございます。これは、昨年6月の補正におきまして、

まちなか情報誌「わか」の作成費につきまして、疲弊します中心市街地の飲食店等々を助けるという意味合いで、情報を少し厚くするという事で、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に、その金額を一般財源から交付金に振り替えたことによりまして、このたび、この既決予算分の200万円を減額をいたすものでございます。

次に、一番下の、まちなか情報誌発行支援業務費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費（国3次補正））に呼応する補正といたしまして、126万5,000円を計上をさせていただくものでございます。これは、先ほど、まちなか情報誌「わか」につきまして、現在、年4回発行をしております。発行のたびに、議員の皆様にはお配りしておりますので、多分御覧をいただいているというふうに思いますが、今年度につきましては、コロナ禍で集客力が低下をしております中心市街地の飲食店、並びに、小売店の情報を充実させる取組を、先ほど申し上げたとおり進めてまいりました。現時点におきまして、コロナの終息が見通せないということでございまして、紙ベースでの情報発信につきましては、即時性の面で少し課題があるということがございまして、このたび、この国の交付金を活用いたしまして、デジタル版の「わか」を制作をいたしまして、特に若い世代に向けて、まちなかの情報を随時発信をしていくという体制を整えるためにお願いをするものでございます。

最後に8ページでございますが、都市計画総務費、鳥取駅周辺にぎわい創出事業費でございます。これも、事業実績に伴います減額及び財源更正でございます。

以上、中心市街地整備課、補正額471万7,000円の減ということでございまして、補正後の額は1億1,482万円でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。お配りしております資料1の9ページからが都市環境課になります。土木費、土木管理費、土木総務費の殿ダム対策費でございます。これは、当初は枯れたソメイヨシノを、ヤマザクラへ植え替える植栽と、車で殿ダムに、殿ダムの公園に来られる利用者の駐車場の利便性の向上のために、側溝へ蓋を設置する工事、これを工事請負費として発注することとしておりましたけども、指定管理者と協議を重ねまして、維持管理業務の中で行うことといたしまして、諸経費を削減したものでございます。これによる減額補正でございます。補正額172万円の減、補正後の額2,440万7,000円でございます。

その下のほうになりますけども、土木費、河川費、河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業費のうち、小規模急傾斜地崩壊対策事業費でございます。これは、保全家屋5戸未満を対象といたしました県の補助事業でございますけども、当初は測量調査、詳細設計を行う予定でありましたけども、仮設工などの借地方法など、地権者と調整を要したために、詳細設計を翌年度に繰り延べることによりまして減額補正でございます。補正額1,012万2,000円の減、補正後の額500万円でございます。

続きまして、11ページになります。ちょっと飛びますけども、11ページでございます。上になります。土木費、都市計画費、都市公園整備費、公園整備費のうち、公園整備事業費でございます。これは、県道拡幅工事に伴う公園のフェンス移設工事なんですけども、当初はフェン

スを撤去いたしまして、県道工事完了後にフェンスを設置し直す予定でございましたけども、県道工事の遅れから、フェンス設置を翌年度に繰延べしたために、今年度はフェンス撤去のみとなったことによります減額補正でございます。補正額 402 万 7,000 円の減、補正後の額 8,388 万 3,000 円でございます。

その下になります。公園整備費のうち、健康器具系施設整備事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費）でございます。これは、新型コロナウイルス感染症に関する外出自粛等の影響によりまして、健康維持上の課題に対応するために、9公園において、健康器具系施設の設置工事を実施しているものでございます。この工事の請負差額によります減額補正でございます。補正額 500 万円の減、補正後の額 3,500 万円でございます。

その下になります。公園整備費のうち、公園衛生環境対策事業費、これは国の3次補正でございます。これに呼応するものでございますけども、事業別概要書は24ページの上段、お配りしております資料2は、5ページになります。これは、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、市民の非接触ニーズが高まる中、不特定多数の人が利用する公園施設の感染防止対策は、極めて重要でございまして、利用者が安心して利用できる衛生環境の改善を図る必要があるということでございます。地方創生臨時交付金を活用いたしまして、利用者が多く、トイレが設置されております10公園の手洗い場を、自動水洗化するものでございます。補正額 1,044 万円の増、補正後の額、同額 1,044 万円でございます。特定財源といたしまして、臨時交付金 835 万 2,000 円を充当してございます。また、後に出てきますけれども、適正工期を確保するために、繰越しを行うこととしております。

続きまして、その下になります。公園管理費、公園管理費のうち、都市公園等管理費でございます。これは、施設管理の植栽委託費の請負差額による減額補正でございます。補正額 210 万 2,000 円の減、補正後の額 2億 2,637 万 4,000 円でございます。

その下になります。公園管理費、ディスカバー湖山池推進事業費でございます。これは、毎年2回開催しております、湖山池シーズンウォークに対する補助金でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止になったことによる減額補正でございます。補正額 106 万 1,000 円の減、補正後の額 58 万 8,000 円でございます。

下のほうになります。災害復旧費、災害復旧費、公共土木災害復旧費、現年発生災害復旧費のうち、補助災害復旧費、都市環境課の所管のものでございます。これは、詳細設計によります工事費の減額によるものでございます。補正額 2,095 万 5,000 円の減額、補正後の額 4,376 万 6,000 円でございます。

都市環境課、補正額の合計 3,554 万 3,000 円の減、補正後の額 8億 8,559 万 6,000 円でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。資料1の12ページを御覧ください。目道路維持費、細目道路管理費、道路空間画像診断A I事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正））です。予算書は131ページ、事業一覧は69ページで、事業別概要書は24ページの下段となります。160万円を計上させていただいております。詳しくは、資料2

の6ページを御覧ください。これは、道路パトロールにおいて、道路空間をAIにより判断するシステムを、鳥大と共同研究をする費用となっております。そのほか、画像などを収集する機器の費用も計上させていただいております。

続きまして、資料1の13ページを御覧ください。目道路新設改良費、細目社会資本整備総合交付金事業費（国3次補正）、予算書は133ページ、事業一覧は70ページ、事業別概要書は25ページの上段となります。5,140万円を計上させていただいております。詳しくは、資料の2の7ページを御覧ください。国の交付金を活用して、布袋工業団地の市道整備を進めるものです。地方債につきましては、公共事業等債と地方道路整備交付金事業債でございます。

続きまして、目道路新設改良費、細目防災・安全交付金事業費（国3次補正）です。予算書は同じく133ページ、事業一覧は70ページで、事業別概要書は25ページの下段となります。2,070万円を計上させていただいております。詳しくは、資料2の8ページを御覧ください。国の交付金を活用して、下善田露谷線ほか2路線の市道の整備を進める予定としております。地方債につきましては、同じく公共事業等債と地方道路整備交付金事業債でございます。

続きまして、目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、補助災害復旧費、予算書は163ページ、事業一覧は70ページとなっております。1,589万3,000円を減額させていただいております。これは、4月豪雨で被災した栗谷二神線、9月豪雨で被災した川奥線の復旧工法が確定したため、減額するものでございます。

道路課、補正額合計5,943万3,000円の増、補正後の額21億1,369万4,000円でございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、尾坂次長。

○尾坂和昭次長兼建築指導課長 はい。建築指導課、尾坂です。引き続き、資料1の14ページを御覧ください。福祉のまちづくり推進事業についてでございます。予算書は131ページ、事業一覧は70ページでございます。事業費実績見込みによる減としております。3件の実績がありまして、補正額は100万4,000円の減となりました。補正後の額は、449万6,000円でございます。

同じ14ページの下から2番目になりますが、石綿改修支援事業費についてでございます。事業一覧は70ページでございます。事業費実績見込みによる減としております。石綿の除去等の費用の助成についてですが、当初、物販店など4件について予算化をしておりましたが、そのうち1件は、アスベスト含有調査の結果、含有がないことが分かり、対象外となりました。その後、今年度に相談の出た建築物2件を合わせて、計5件の助成となりましたが、最終的に250万円の減となりました。含有調査については6件を実施予定であり、補正額は26万9,000円の減でございます。また、アスベスト台帳の作成委託料でございますが、昨年実施した建築確認概要書の整備業務において、吹きつけアスベストが使用されているおそれのある建築物の件数が明確になり、所有者を特定するための対象建築物の件数が減ったため、289万2,000円の減となりました。よって、補正額は566万1,000円の減となり、補正後の額は、5,789万4,000円でございます。

続きまして、同じ14ページの一番下になります。住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費についてでございます。事業一覧は70ページでございます。事業費実績見込みによる減としていきます。住宅の有料耐震診断が29万円、住宅の耐震設計が32万円、住宅の耐震改修が130万8,000円、一般建築物の耐震診断が200万円、共同住宅の耐震改修が414万円、ブロック塀の撤去・改修が124万5,000円の減額と、当初の見込みより減額となりました。補正額は935万4,000円の減となりました。補正後の額は、7,333万9,000円でございます。

次に、15ページの一番上、土砂災害特別区域内住宅建替等事業費についてでございます。実績はありませんでしたので、補正後の額はゼロとなりました。

建築指導課の補正後の合計額は、2億5,461万7,000円でございます。建築指導課は以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。先ほどちょっと防災・安全交付金事業費で、市道名をちょっと間違えたものを訂正させていただきます。下善田（しもぜんだ）って言ったんですが、下善田（しもよしだ）露谷線ですので、すみませんでした。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。よろしくお願いたします。では、引き続き、建築住宅課の補正について説明いたします。説明資料1の16ページを御覧ください。予算書では139ページとなります。土木費、住宅費、住宅管理費の民間住宅整備支援費でございます。補正前の額が2億2,504万7,000円、補正後の額1億9,298万8,000円、補正額3,205万9,000円の減額でございます。これは、本年6月定例議会及び9月定例議会で、市民の生活、居住環境の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として予算を議決いただきました住宅小規模リフォーム助成事業費でございます。事業実績報告の期限が令和3年3月31日までであります。1月23日時点で、事業実績未確定数が337件あります。事業見込みによる減額をお願いするものでございます。

続きまして、17ページ。土木費、住宅費、公営住宅建設費、ストック総合改善事業費でございます。予算書では139ページです。補正前の額が1億1,643万円、補正後の額1億1,260万1,000円、補正額382万9,000円の減額でございます。これは、気高町にあります西浜団地ストック総合改善事業で、2棟目の工事となる54年棟の改修が完了し、事業費が確定したことによる減額をお願いするものでございます。

同じく17ページ、土木費、住宅費、公営住宅建設費、公営住宅等長寿命化対策費でございます。予算書では139ページです。補正前の額が1,739万円、補正後の額が1,616万9,000円、補正額122万1,000円の減額でございます。これは、大森団地ストック総合改善事業で、1棟目の工事となるRG1棟の設計が完了し、事業費が確定したことにより、減額をお願いするものでございます。

続きまして、同じく17ページ、土木費、住宅費、公営住宅建設費、市営住宅屋根改修事業費でございます。予算書では139ページとなります。補正前の額が5,765万2,000円、補正後の額が4,906万円、補正額859万2,000円の減額でございます。補正内容ですが、6年間の年次

計画で、5団地18棟の屋根の改修を計画している市営住宅屋根改修事業に、昨年度から着手しております。今年度は3棟の工事が完了し、この事業が確定したことにより、減額補正をお願いするものでございます。

以上、建築住宅課、補正前6億5,688万1,000円、補正後6億1,081万9,000円、補正額4,606万2,000円の減額をお願いするものです。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきたいと思っております。同じく資料は1と2を使って説明をいたしますので、よろしくお願いたします。まず、資料1の19ページ、こちらの下段のほうを御覧ください。都市整備部の令和2年度予算額12億2,605万2,000円に対しまして、繰越明許費合計5億9,575万1,000円を計上しているものでございます。

次に、都市企画課分について説明をさせていただきます。1ページ戻っていただきまして、資料の18ページ上段からとなります。資料2のほうは、9ページ、こちらを御覧ください。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。青色で網かけした地区でございますけれども、こちら、県営事業の遅延によりまして、繰越しを行うものでございます。予算額8,248万9,000円に対しまして、繰越明許費5,907万6,000円を計上するものでございます。

次に、資料2の10ページを御覧ください。はい。こちら、先ほども説明させていただいたものでございますけれども、地図情報デジタル化整備事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正））のものでございます。国の3次補正に呼応したものでございます。こちら、予算額7,784万7,000円の全額を繰越明許費として計上するものでございます。

次に、資料2の11ページを御覧ください。こちら、都市再生整備事業費（気高地区）についてでございます。こちら、市道勝見浜村線改良整備工事の列車見張員、こちら資格を有する者でないとできない業務でございますけれども、その手配に不測の日数を要したこと、さらにはサイクリングロードの看板工事につきまして、デザイン決定に不測の日数を要したといったようなことから、また、それらの工事が遅延したことによりまして、この事業につきましては、事後評価支援業務を実施することとされておりますので、こちらのほうにつきましても繰越しを行うものでございます。予算額につきましては、5,139万3,000円に対しまして、繰越明許費3,257万円を計上するものでございます。

次に、資料2の12ページを御覧ください。こちら、県営街路事業負担金でございます。こちら、黄色で網かけした部分の路線になりますけれども、県営事業の遅延によりまして、繰越しを行うものでございます。予算額5,710万円に対しまして、繰越明許費といたしまして4,900万円を計上しているものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、湯谷課長。

○湯谷一也交通政策課長 交通政策課、湯谷でございます。続きまして、交通政策課分でございます。資料1の18ページ真ん中辺に記載してございます。この9月定例会に補正計上させていただきました路線バス利便性向上支援事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金活用事業でございます。予算額 228 万円のうち、149 万 7,000 円を翌年度に繰り越すものでございます。

資料2の13ページを御覧いただければというふうに思います。この事業でございますけれども、県外、あるいは、外国から鳥取市にいらっしゃる来街者にとって利用しにくいという改善を求める声が高まっております、県東部のバス路線への番号設定、いわゆるナンバリングでございますし、また、バスターミナルの各種案内板の改良を実施することで、新型コロナウイルスの影響によりまして低迷しております路線バスの利用を回復させることを目的とした事業でございます。事業主体であります鳥取県バス協会に対しまして、鳥取県と協調いたしまして、支援するものでございます。このたび繰越理由でございますけれども、実務を担っていただきます専門家、名古屋大学の加藤教授でございますが、この加藤教授との協議に不測の日数を要したために、年度内の案内板表示の施工が困難になったということでございます。なお、令和3年7月の事業完了を目指しておるところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本でございます。続きまして、その下段、まちなか情報誌発行支援事業、先ほど補正で説明をさせていただきました、今の紙ベースの「わか」をデジタル版に変えると、変えるというよりは、追加をするということで、126万5,000円を計上させていただいたものを、全額次年度への繰越しをお願いするものでございます。デジタル「わか」の作成イメージでございますが、基本的にはフェイスブックページを基軸としまして、ツイッター、あるいはインスタグラムと連携をするという形で今は検討しております、そういった構築にかなりの日数を要するというので繰越しをお願いするものでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。都市環境課分は、18ページ一番下になります。資料2のほうでは14ページになりますので、御覧いただきたいと思っております。治水対策事業でございます。繰越理由でございますけれども、これは、普通河川宮ノ谷川浸水対策工事ですけれども、これは、浸水被害を解消するために、道路内にU型水路蓋つきを施工する工事でございますけれども、令和2年9月豪雨によりまして、災害復旧事業等の影響により、本工事に使用する製品の製造が遅れまして、年度内完成が困難になったことによるものでございます。予算額7,820万9,000円のうち、740万円、これを繰り越すものでございます。

その下になります。公園衛生環境対策事業でございます。これは、先ほど資料2の5ページのほうで説明させていただきました国の3次補正に呼応したものでございますけれども、適正工期を確保するために、予算額1,044万円を全額繰り越すものでございます。

都市環境課、繰越額でございますけれども、予算額8,864万9,000円のうち、繰越額1,784万円でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。資料1は19ページ、及び資料2は15ページを御覧ください。繰越額160万円を計上しております。繰越理由は、先ほども説明した内容で、国の補正予算によるものでございます。

続きまして、資料2の16ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業、繰越予算合計4,340万4,000円を計上しております。繰越額には、12月議会までに承認をいただいた2,421万5,000円を含んだものでございます。このたびは、資料2の黄色で着色している箇所、市道南岸線です。繰越額は、1,918万9,000円を新たに計上するものでございます。繰越理由は、関係者との協議に日数を要したためでございます。

続きまして、資料2の17ページを御覧ください。防災・安全交付金事業、繰越予算合計額1億3,955万2,000円を計上しております。繰越額には、12月議会までに承認をいただいた6,825万7,000円を含んだものでございます。このたび、資料2では、黄色の着色をしている5か所を繰り越すものであります。広西1号線ほか4路線となります。繰越額は7,129万5,000円を新たに計上するものでございます。繰越理由は、関係者との協議に日数を要したためでございます。

続きまして、資料2の18ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業(国3次補正)で、繰越予算額5,140万円を計上しております。これは、先ほど説明した箇所でございます。繰越理由は、国の補正予算によるものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。防災・安全交付金事業(国3次補正)によるものです。繰越予算額の合計2,070万円を計上させていただいております。これも、先ほど説明した箇所でございます。繰越理由は、国の補正予算によるものでございます。

道路課、繰越明許費小計2億5,665万6,000円となります。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。引き続き、建築住宅課の繰越明許費について説明いたします。資料1の19ページ、資料2の20ページを御覧ください。予算書では192ページとなります。先ほどの2月補正予算でもお願いいたしました住宅小規模リフォーム助成事業費でございます。補正予算でお願いいたしました1億9,298万8,000円から広告費、通信費等を除いた補助金1億9,168万1,000円のうち、支出済額9,168万1,000円を除いた1億円の繰越しをお願いするものでございます。国の通知におきまして、助成金の支出が完了しなければ、国に補助金等の請求ができないと規定されておりますが、この住宅小規模リフォーム事業は、令和3年3月31日までに完了する工事を対象としており、同日に実績報告が提出された場合には、令和3年4月～5月の間に助成金を支出することになります。そのため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とするため、令和3年4月～5月の間に助成金を支出する可能性がある額の繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 地図情報デジタル化整備事業費 7,784 万 7,000 円ですけれども、これ、航空測量と、あと公開型GISの改良というふうに大きく2つあるわけですけれども、大体どれぐらいの事業費、それぞれ事業費になっているのか伺いたと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。こちらの地図情報デジタル化整備事業でございますけれども、まず、航空写真による基本図の作成、こちらのほうを7,700 万円程度を見込んでるところでございます。あと、GISの改良、こちらにつきましては、その残額部分の84万7,000円を見込んでるところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい、ありがとうございます。ほとんどが、この基本図の作成、新しい基本図を作るということだと思っておりますけれども、分かりました。それで、この基本図の活用についてなんですけれども、今、この都市計画図のこの何ていうんですかね、レイヤーっていいですか、各地域・地区とか地区計画とか重ね合わせていくようなイメージになってるんですけれども、市役所では、これ以外にもいろんなその、何ていうんですかね、活用方法があると思うんですよ。税金の関係であるとか、様々な活用ができると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょう。都市整備部だけではなしに、全庁的な活用っていうのも効果としてあるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。まず、基本となる今回基本図といったものを作らせていただきますので、こちらのほうを活用していただきまして、固定資産税課であるとかいったような、こういった土地等の詳細が分かるといったような、関係するような課には使っていただきたいかというふうに考えておるところでございます。

◆前田伸一委員 はい、分かりました。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。道路課の関係なんです、道路空間画像診断AI事業、これと、7月のインフラ維持管理プラットフォーム構築事業、これとの関連っていうんか、これは補完するようなものなんですか。この関係がちょっとよく分からないというんか。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。7月に市民からの通報のほうを予算計上させていただいたのは、6ページの図を見ていただいて、ちょうど「みつけたろう」って書いてあります。これが市民からの通報がこちらのほうに、同じ1つで全部やるんですけど、その分が市民からの通報は、一応「みつけたろう」という名前を書いているんですけど、そちらのほうになります。それで、このたびは、道路パトロールをやっているほうでやるということで、ちょうど左側に書いてあるんですけど、3週間に1回程度、ずっと道路パトロールをやっているんですけど、それを目視以外に、さらにAIでできないかっていうのを、鳥大と共同研究をして行うように検討しているところでございます。

◆荻野正己委員 つまり。

- ◆雲坂 衛委員長 手を。
- ◆荻野正己委員 はい。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。
- ◆荻野正己委員 ごめんなさい。同じ、だから、補完と、並行して、このA Iのほうは、市のほうがやると。それでこのインフラプラットフォームっていうのは市民からの通報のシステムになると、こういうことだったのかな。そういう意味ですね。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。
- 田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。そうです。7月に補正をいただいた案件については、市民からの通報です。
- ◆荻野正己委員 そうだね。だから、補完するしか。
- ◆雲坂 衛委員長 手を挙げて。
- ◆荻野正己委員 あ、ごめんなさい。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。
- ◆荻野正己委員 すみません。だから、同じ修繕なりするにしても、いずれにしても並行してやるもんだと。だから、この別々の機械なんだけれども、システムが違うけれども、そういう工事を促進するという、省力化になるということでもよろしいですね。ごめんなさいね。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。はい。
- 田村 温道路課長 はい。当然、道路管理者としては、道路パトロールをして、そこで当然発見をして、早急に直していくというのが当然の仕事なんですけど、それ以外に、当然市民からの通報とかで、より安全な道路空間を確保するために、7月のほうは市民からの通報のほうを予算計上させていただいております。このたびは、さらに道路パトロールを充実できないかということ、新たな補正予算をお願いさせていただいているところでございます。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。はい。
- ◆前田伸一委員 すみません。公園の衛生環境対策事業の水道の蛇口を変える分なんですけど、これ10か所で1,000万円と、かなり高額ではないかなというふうに思うんですけれども、この10公園で、何か所この水道の蛇口があって、単価どれぐらいでできるのか教えてください。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。
- 稲干典史次長兼都市環境課長 都市環境課、稲干です。はい。10公園の整備なんですけども、手洗い場といたしましては89か所ございます。1か所当たり11万7,300円程度の予算見積りを取っております、それで整備するものでございます。
- ◆前田伸一委員 分かりました。
- ◆雲坂 衛委員長 いいですか。はい、荻野委員。
- ◆荻野正己委員 先ほどの地図情報デジタル化整備事業費なんですけど、業務委託ということになってるんですが、この業者の選定っていうのはどういうことになっているのでしょうか。
- ◆雲坂 衛委員長 永井次長。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。業務の選定については、まだこれからといったところではございますけれども、ある程度こういった事業が可能な業者

というのは限られてくるかというふうには考えておりますので、その辺り、こういった事業ができるところに対して、競争入札、指名競争入札といったようなところで実施していくといったようなことを考えております。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほかありますか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。ちょっと繰越しの関係なんですけども、この、資料2の17ページに、5路線繰越しの資料が出てます。市民の生活道路も多いのではないかと思いますけども、これ、いつ頃まで、いつ頃完成予定なのか、見込みが分かれば教えていただけますでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。丸山浜坂1号線と中大路雲山線については、用地補償の関係ですね、補償の関係で、建物の除却がちょっと間に合わないということで、繰越しをさせていただいております。日光浜村線については、工事の関係で、5月末ぐらいを予定させていただいております。高津原線については、業務委託がちょっと設計のほうが遅延しております、5月末を予定させていただいております。広西1号線については、こちらのほうは歩道設置の工事でございます、6月の末ぐらいを予定させていただいております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 丸山浜坂と中大路雲山、これについては、この事業費というのは、家屋補償の事業費のみ、この上がっている繰越事業費というのは、家屋補償に関わる事業費のみということでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。はい、今上がっているのは、家屋補償のみでございます。

◆前田伸一委員 分かりました、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか、荻野委員。

◆荻野正己委員 住宅小規模リフォームの関係なんですけど、全協の資料を見てましたら、当初当選者が186名だと。そのうち対象外者が13名あると。またその最終的に900名追加したんですが、これ136名の対象外者がっていう形になってるんですが、この対象外者っていうのは、これ、具体的にはどういうことだったんですかな。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 建築住宅課、太田でございます。当初の186人のうち13人、後の追加分の900人のうち136人です。資料2のほうにありますけど、12月にアンケートを取らせていただいたんですけど、その中で、回答数は少なかったんですけど、もともと20万円以上の工事が対象であったんですけど、精査したときに20万円以下になってしまったとか、当初する予定がはっきり決まらぬまま申請出されとったんですけど、それで、結局11月30の申請までに内容がはっきり決まらなかったというような方がおられまして、そうすると対象にならなくなってしまいう数でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか質疑がなければ。よろしいですかね。質疑はないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。じゃあ、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第24号令和2年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

1時間たちますけれども。

（「次やっけてしまおう」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 換気をしますか。

（「土地区画はやっけてしまおう」と呼ぶ者あり）

（「そのまま」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 そのまま行きますか。はい。

議案第25号令和2年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算について（説明・質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、先議分、議案第25号令和2年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を御説明ください。はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。土地区画整理費特別会計でございます。お配りしております資料1の20ページになりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

区画整理費、千代水第二土地区画整理費、区画整理事業費、保留地処分事務費でございます。補正予算書では211ページ、事業一覧は99ページとなっております。これは、千代水第二土地区画整理事業の決算に伴います一般会計への繰出金でございます。補正額46万7,000円、補正後の額673万9,000円でございます。財源は、前年度の繰越金46万7,000円でございます。

その下になります。区画整理費、江津土地区画整理費、区画整理事業費、保留地処分事務費でございます。同じく補正予算書は211ページ、事業一覧は99ページでございます。これは、江津土地区画整理事業の完了に伴う事業繰越金の一般会計への繰出金でございます。補正額394万3,000円、補正後の額410万3,000円でございます。財源は、前年度繰越金394万3,000円でございます。

区画整理費特別会計、補正額合計441万円、補正後の額8,929万3,000円でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次、御発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 なし。はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、先議分、議案第25号令和2年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

はい。ルールで、1時間に1回換気するようにというのがあるんです。でも、連続でやってしまおうみたいなどころはあるんですけども、ルールはルールなので、一旦換気をしたと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 よろしく申し上げます。数分ですので、そのまま、どこも行かずにですね。どうしてもトイレに行きたいという方がおられれば。一旦、休憩を取ります。

午後2時14分 休憩

午後2時20分 再開

◆雲坂 衛委員長 それでは、5分たちましたので、再開をいたします。

議案第48号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について（説明）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、議案第48号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてを御説明ください。はい、湯谷課長。

○湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課、湯谷でございます。それでは、議案第48号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について御説明をさせていただきます。本日お配りいたしております委員会資料の3の1ページを御覧いただきたいと思っております。付議案は11ページになります。

まず、この条例についてでございますけれども、地域住民の生活交通を確保いたしますため、道路運送法の規定によりまして、国土交通大臣の行う登録を受けて有償で運行いたします鳥取市自家用有償バスの運行に関し、必要な事項を定めることを目的としたものでございます。現在、河原町、用瀬町、佐治町で運行しております、いわゆる南部支線につきましては、鳥取市シルバー人材センターから、ドライバーの派遣を受ける形で運行しております。しかしながら、運転者不足を理由に、令和3年度末をもって、事業からの撤退をされるという意向を伺っておりますのでございます。

こうしたことを受けまして、沿線住民の皆さん、地域振興会議ですとか、区長会でしたけれども、意見交換会などを実施しておりまして、地域にとって最適な代替手段の検討を行っているところでございます。沿線地域のうち、河原町国英地区におきましては、いきいき国英ふる

さとづくり協議会が主体となられまして、住民アンケートですとか、試験運行を令和2年度に実施をされております。令和3年4月1日から、公共交通空白地有償運送、いわゆる共助交通の本格運行を実施される運びとなったところでございます。

このたびの改正につきましては、この共助交通の運行によりまして、路線が重複することとなります鳥取市自家用有償バス、和奈見・国英線の一部、右の地図の赤線で示した経路でございますけれども、これを廃止することに伴いまして、所要の整備を行うことを目的としたものでございます。

改正の内容につきましては、運行路線名を和奈見線に変更いたしまして、主な経由地の河原町三谷及び河原町山手を削除するものでございます。ちなみに、変更後の和奈見線につきましては、右の地図の黒線で示した経路、和奈見から河原口となりますが、運行形態、便数、運賃に変更はございません。

以上の内容につきまして、令和3年1月13日開催の鳥取市生活交通会議でお諮りし、承認が得られたため、令和3年4月1日を施行期日といたします条例の一部改正をお願いするものでございます。なお、2ページ、3ページには、新旧対照表をつけてございます。御確認をいただきたいと思っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第57号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆雲坂 衛委員長 はい。なしということで、次に、議案第57号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明ください。はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。では、議案第57号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。資料3で4ページ、付議案で175ページとなります。

市営住宅の入居対象とならない住宅に困窮する勤労者に対して、住宅を賃貸するために設置された、勤労者住宅青谷あさひ団地3戸の廃止をお願いするものです。勤労者住宅青谷あさひ団地は、平成10年に整備されたものです。その後、平成20年3月に、当該団地を含む周辺区域が青谷上寺地遺跡史跡区域に指定され、平成21年度より、県・市で指定地域内の公有化が行われてきました。勤労者住宅青谷あさひ団地には、入居世帯が2世帯ありましたが、平成28年度より、文化財課により移転交渉が行われ、令和元年11月末に、他の市営住宅への移転が完了しました。そのため、勤労者住宅としての管理は、令和3年3月をもって終了し、あわせて、行政財産の廃止をお願いするものです。

なお、用途廃止決定後、文化財課への所管替えを行う予定としております。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第68号市道の路線の認定について（説明）

◆雲坂 衛委員長 はい。では、次に議案第68号市道の路線の認定について御説明ください。はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。市道の路線認定について説明させていただきます。付議案は199ページ～217ページとなります。資料3は5ページからになります。御覧ください。

新規認定路線は、ここに書いてある27路線となります。開発行為による新規道路及び歩道などのフットパスでございます。位置につきましては、それぞれ資料3の7ページ～22ページの破線で示した路線となります。

提案理由は、道路法第8条第2項の規定により議決を得るためでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第69号市道の路線の変更について（説明）

◆雲坂 衛委員長 なしということで、続きまして、議案第69号市道の路線の変更についてを御説明ください。はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。市道の路線変更について説明させていただきます。付議案は219ページ～221ページとなります。変更路線は3路線でございます。一覧表は、資料3の6ページとなります。まず、資料3の11ページを御覧ください。開発行為により、起終点を変更するものでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。農地を通過する道路ではなく、民家に接し生活道路として利用しているほうを市道にしていきたいという集落からの要望により、水色の奥崎的場線の一部を廃止し、市道認定の基準に照らし合わせ、下側の、4メートルで排水機能がある上坂之谷線の赤い破線部分を、新たに市道とするものでございます。

提案理由は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条2項の規定により、議決を得るためでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

令和3年陳情第1号複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるように規制を緩和することを求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 なしということで、続きまして、陳情審査に入ります。令和3年陳情第1号複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるように規制を緩和することを求める陳情が、本委員会に送付されております。陳情につきましては、委員の皆様から意見などがありましたら、御発言ください。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 この陳情の趣旨っていう中に、市議会として鳥取市が定めている用途地区及び建築物条例等々による規制を緩和しとすることがあるんですが、場所が特定してない、どういふところにどうなる、造りたいのかという、希望があるんかっていうことが分からないのと、それと、2月5日に、鳥取市長宛てに陳情されてると。そういう中身っていうのは分かるんでしょかね。委員会として、もし陳情が出されてて、市がどういう回答をしてるのかっていうようなことを準備していただけたら、参考になるかなというふうに思うんですけども、ここに建てたいと、普通ね、そこが規制されてっていうことで、そういうふう書いてないんでね、具体的に。その辺がちょっと。

だから、今日決めるっちゅうわけにはならんんじゃないかなということ。その辺が、委員会として。そういう資料を。陳情のね。内容と、それから回答の内容なり分かればということなんです。

◆雲坂 衛委員長 今、荻野委員から、2月5日の中身と市の回答はどうだったのかとありましたけれども、それが1つの意見だということで。執行部側が、少しこれは回答しづらいということもありますので、皆さんからですね。

◆荻野正己委員 いやいや、僕の趣旨は、執行部に求めるっちゅうんじゃなくて。

◆雲坂 衛委員長 ええ。指名を受けてから、手を挙げていただきたいと思います。

◆荻野正己委員 ああ、ごめんなさい。はい。

◆雲坂 衛委員長 ひとまず、皆さんの意見を聞きたいと思います。

◆荻野正己委員 いや、いや。委員長。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。僕が言った趣旨は、執行部に質問、答弁を求める、そんな性格のものじゃないと思うんで、要は、陳情が出されてる、出してるということがあって、それを、もし委員会として、資料提供して求めることできないんかなと。だから、この今の執行部に求めるっちゅうんじゃなくて、出されてるの、ほら、市民、何か出す部署がありますね、出してるどころね。そこに、この委員会として資料提供を求めたらどうかというふうに、そういう趣旨で言ったんですけどね。

いずれにしても、今日これをどうこうっていうのは、ないんで、次回にね、回したらどうかというふうに思うんで、その辺のこともあってね。

◆雲坂 衛委員長 はい。じゃあ、事務局、今の荻野委員のことは可能ですか。発言をお願いします。はい、田中さん。

○田中真一市議会事務局主事 ちょっと調べて、また回答させていただきます。

- ◆雲坂 衛委員長 はい、分かりました。山田委員。
- ◆山田延孝委員 はい。その陳情者に、改めて何か資料を提出せえというのは、ちょっとこれは、私はおかしいと思いますよ。当然、今出ている文書の中で審査をすれば、私は十分だという具合に思います。改めて、陳情者に文書提出を促すようなことは、私はすべきではない。今出ている陳情文書の中で、しっかりと審査をすればいいという具合に思っています。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。意見ですので、それぞれ皆さんが意見を言って、先ほどは、荻野委員のことは、事務局が確認すると言われましたし、山田委員も意見を言われましたし。荻野委員さん、先ほど後半に回すべきだっていうような趣旨の発言されましたけど、一旦、皆さん、ほかの意見があれば聞いてみたいと思いますけれども、よろしいですかね。ほかに御意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。今日は、岡田委員が欠席をされて。どうぞ、山田委員。はい、失礼しました。
- ◆山田延孝委員 今日はこうして岡田委員が欠席ですし、できれば全員がそろった中で審査をすべきではないかなと思いますのでね、今日、どうしても結論出すような話ではないと思います。次回に送ってはどうかという具合に思います。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。荻野委員と山田委員から同じような趣旨の発言がありましたけれども、ここで今日、ほかの委員さんで発言しておきたいということはありませんでしょうか。なければ後半のほうに継審も含めて、次の委員会、具体的には3月12日の委員会になるのでしょうか。そこでもう一度、継続審査も含めて審議することとしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（「そうしましょう」と呼ぶ者あり）

- ◆雲坂 衛委員長 はい。では、2名の委員さんからそういった御提案がありましたので、後半の委員会に送りたいと思います。

100円循環バス「くる梨」と一般車両の接触事故について（説明・質疑）

- ◆雲坂 衛委員長 それでは、続きまして、その他の報告として、100円循環バス「くる梨」と一般車両の接触事故について御説明ください。はい、湯谷課長。
- 湯谷一也交通政策課長 はい。交通政策課、湯谷でございます。100円循環バス「くる梨」と一般車両の接触事故について御報告をさせていただきますと思います。委員会資料3の25ページを御覧いただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

100円循環バス「くる梨」と一般車両の接触事故の発生日時でございますけれども、令和3年1月18日、月曜日、午前10時7分頃でございます。発生時の状況といたしまして、鳥取駅、始発を鳥取駅発10時5分に発車いたしました緑コースの車両、日本交通が運行になっております車両でございますけれども、右の図に、地図にございますとおり、瓦町のロータリーから智頭街道へ向かう際、ロータリー内に侵入してきた軽トラックに接触をされたというものでございます。接触をしました軽トラックは、一度は停車はしたものの、そのまま現場から立ち去ってお

りまして、その後の警察の調査の結果、車のナンバーなどから運転手を特定したとごさいます。市内在住の高齢者ということでございました。

この事故の影響によりまして、この便は、以降の運行ができなくなりまして、5名おられました乗客の皆様には、最寄りのバス停で次の便を待っていただくということになりましたし、以降のバス停でお待ちでございました皆様には、大変御迷惑をおかけしたというふうに感じております。ちなみに、次の便からは代車で運行を再開してございます。

被害状況といたしましては、右下の写真のとおり、フロントバンパー左側にひび割れ及び擦り傷等がございましたが、幸いにして、乗務員1名、乗客5名、相手方運転手及び同乗者の方々、いずれの方々にも、おけが等はございませんでした。

この事故の内容につきましては、不可抗力に近い事故だったというふうに感じておるところでございますけれど、くる梨も走行中であつたため、運行管理者側にも過失が生じる可能性があるため、現在、過失割合等について相手方と協議をしておるところでございます。

日頃から、日ノ丸自動車、日本交通の両社には、くる梨の安全運転に努めていただいておりますが、今後、こうした事故、不可抗力に近い事故がないとは言いきれません。今後も、共同運行者であります鳥取市、日ノ丸自動車、日本交通が一丸となりまして、より一層安全運転の実施に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明を受けました。

委員の皆様から、質問等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市屋外広告物条例等の一部改正について（屋外広告物安全点検義務化）（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 では、次に、鳥取市屋外広告物条例等の一部改正について御説明をください。

はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。鳥取市屋外広告物条例等の一部改正について御報告させていただきます。資料は、3の26ページになります。屋外広告物の安全点検義務化に向けまして、鳥取市屋外広告物条例等の一部を改正する予定とするものでございます。

条例等の改正理由でございますけれども、全国的に広告物の落下事故が相次ぎ発生したことを受けまして、平成28年4月に、国は、屋外広告物条例ガイドラインを改正しております。これを機に、多くの自治体が条例改正を行い、許可・更新時に安全点検等の義務づけをしているところでございます。鳥取県におきましても、令和2年7月3日に、鳥取県屋外広告物条例等の一部改正の交付がされまして、令和3年4月1日より施行される予定でございます。本市におきましても、屋外広告物の劣化等に起因する事故の発生を防止するため、県の改正内容に合わせました条例等の改正を行いたいというものでございます。

条例改正のポイントでございます。3つございます。1つ目、安全点検の義務化でございます。屋外広告物の所有者または占有者は、屋外広告物の補修や除却、その他必要な管理を行いまして、良好な状態を保持する責務があるということ。2つ目といたしまして、資格者による

点検です。屋外広告物の所有者または占有者は、高さが4メートルを超える、もしくは表示面積が10平米を超える屋外広告物につきまして、屋外広告士など専門的知識を有する者に、劣化・損傷の状況を点検させなければならないということでございます。右側に、資格者が必要な屋外広告物のイメージを記していますので、御確認いただけたらと思います。3つ目でございます。許可が必要な広告物の点検結果ということです。屋外広告物の所有者または占有者は、設置時及び設置後2年ごとの更新時に、資格者による点検結果を提出しなければならないということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、令和2年度中に条例案を作成いたしまして、所要の事務手続を行い、令和3年6月議会に上程をする予定としております。施行日につきましては、鳥取県屋外広告物協同組合と協議を行いまして、点検資格者等の確保が必要なことから、3か月の準備、周知期間を設けまして、令和3年10月1日の施行予定としているところでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明を受けました。

委員の皆様から、質疑等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 よろしいですか。はい。では、なしということで、次に移りたいと思います。

都市計画法改正に伴う開発許可基準の見直しについて（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 次に、都市計画法改正に伴う開発許可基準の見直しについて御説明ください。はい。尾坂次長。

○尾坂和昭次長兼建築指導課長 はい。建築指導課、尾坂です。都市計画法改正に伴う開発許可基準の見直しについてであります。専門になりますので、担当の参事のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

◆雲坂 衛委員長 はい、坂本参事。

○坂本武夫建築指導課参事 建築指導課、坂本です。それでは、お手元の資料の最後のページになります。27ページです。都市計画法改正に伴う開発許可基準の見直しについて御説明を申し上げます。

国は、頻発・激甚化する自然災害リスクの抑制の観点から、災害ハザードエリア等における開発を抑制することを目的とした都市計画法の改正を今年度を実施して、令和4年4月1日から施行することとしております。資料の右側の上のほうに書いとるものがそうです。

開発許可に関わる改正の主な内容は2点ということで、こちらは、資料の左側のほうにまとめております。1点目は、開発行為を行うことが適当でないとして、既に一部の用途が規制の対象となっております災害ハザードエリア内での開発について、規制対象となる用途を拡大するものでございます。具体的には、これまで既に規制の対象であった分譲宅地や賃貸住宅の開発、貸し事務所や貸し店舗などの自己業務以外の施設の開発に加えまして、新たに自己業務用の店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等の開発についても原則禁止とするものでございます。

2点目ですけれども、2点目は、市街化調整区域における住宅等の開発許可の厳格化ということで、具体的には、市街化調整区域内の浸水想定区域のうち、防災リスクの高い浸水ハザードエリア、例えば、こう一定の浸水深さ以上になるエリアになろうかと思えますけれども、こういったところでの住宅開発が制限されます。なお、被災リスクの高い浸水ハザードエリア内の開発であっても、安全上及び避難上の対策が講じられていると判断されるような場合につきましては、これは許可の対象になるというふうに伺っております。開発が制限される浸水想定深さであったり、安全上及び避難上の対策が講じられていると判断される基準などにつきましては、今後、国が運用指針等で示す予定となっております。

今回の都市計画法の改正に伴う本市の対応ということでございます。本市では、昨年度の12月議会のこの本委員会におきまして御報告はさせていただいておりますけれども、都市計画法第34条第12号関係の条例制定を行うということにしておりました。この条例制定の目的ですけれども、これまで開発審査会の議を経て許可していた市街化調整区域での一部の開発行為を、政令の基準に基づきまして、区域、目的、用途を限って条例で定めることによって、市の事務として許可できるようにするものです。これによりまして、開発審査会の負担軽減であったり、事務処理にかかる期間を短縮することができることによる住民サービスの向上ということを目的としたものでございます。

現在、この条例制定についての作業ですけれども、このたびの都市計画法改正の内容を条例に反映、盛り込む必要があるということから、開発審査会のほうで了承を得まして、保留状態ということになっております。

今後、今回の法改正に関する国の運用指針等の発出を受けまして、開発審査会の意見を受けながら、改正内容を条例に反映させます。条例制定になりますので、またこちらの委員会のほうで御審議をいただきまして、令和4年4月の施行を目指したいと思っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明を受けました。

委員の皆様から、質疑等はございますか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 これは、災害レッドゾーンに新たな開発行為っていうのが念頭にあるんでしょうけれども、どうなんでしょうか、今現在、何ていうんですか、開発行為が行われているところで、今回の新しい、何ていうんですかね、制度になったときには、今後、建て直しかあると、施設ですと出てくると思うんですけれども、そのときに、何らかの制限を受けるような格好になるようなものが出てくるのかどうなのか、その辺は、今の現状、実態っていうか、お聞かせ願えればと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、坂本参事。

○坂本武夫建築指導課参事 建築指導課、坂本です。例えば、市街化調整区域の浸水ハザードエリアでの建築の制限っていうことになりまして、やはり影響の出る範囲っていうのは、出てこようと思えますし、ただ、どれくらいの浸水、侵入のどこまで、こう制限がかかるのかっていうような、具体的な基準等が示されておりませんので、何とも言えないところではございますけれども、影響が出る場合におきましては、先ほど申しましたような安全対策であるとか、

避難上の措置を講じていただくことによって、建築とか開発は可能になるのかなというふうには考えておるところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。どれだけその対象になるところがあるのかっていうのは、先ほど国の方針なりといったお話がありましたけども、ぜひ、早い段階で、市民の方に周知をしていただけたらというふうに思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか質疑等ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。なしということで、以上で建設水道委員会を一旦閉会し、予算審査特別委員会建設水道分科会を開会します。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午後2時51分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後4時19分 再開

令和3年度建設水道委員会視察について

◆雲坂 衛委員長 分科会を終了しましたので、次は委員会を開催をしたいと思います。

その他として、令和3年度建設水道委員会視察について、入ります。

2月22日の代表者会において、新型コロナウイルスに対する議会としての対応を協議されました。その中で、常任委員会及び議会運営委員会の視察についても協議した結果、視察を当面見合わせるという方向で、委員会に諮っていただきたいという話になりました。

これを受けて、建設水道委員会としては、例年実施しております5月の県外視察を見合わせることにしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。では、異議なしということでありますので、例年実施しておりました5月の県外視察については、見合わせることにします。

なお、今後については、時期を見て、改めて協議をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、一旦ですね、一旦、本日の日程は終了いたしましたので、建設水道委員会を閉会いたします。

ちょっと待ってください。事務局、必要だったら、挙手をしてください。はい、田中さん。

○田中真一市議会事務局主事 すみません。陳情審査の中で、荻野委員さんから意見があった件についてです。陳情の文書表の中にあります、令和2年2月5日に市長に提出された陳情の内容を、委員会の中で資料提供をしていただきたいというような話だったと思うんですが、こちらの陳情の内容については、一般には非公開というようなこととなっております、内容を確認するためには、情報公開請求のほうが必要になるということのようです。以上です。

（「この文書でいきやあええだ」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 文面審査というのが基本でありますので、はい。後半の委員会に送りましたので、そこでまた皆さん意見があれば、お願いしたいと思います。

それでは、以上で、本日の日程は終了しましたので、建設水道委員会を閉会いたします。3月1日月曜日は、10時から水道局の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

午後4時22分 閉会

令和3年2月鳥取市議会定例会

建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和3年2月26日(金)
7階 第2委員会室

下水道部 (26日10:00～)

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第24号 令和2年度鳥取市一般会計補正予算(第12号)【所管に属する部分】

議案第41号 令和2年度鳥取市下水道等事業会計補正予算(第2号)

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第4号 令和3年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第22号 令和3年度鳥取市下水道等事業会計予算

※裏面があります

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第 24 号 令和 2 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 12 号) 【所管に属する部分】

議案第 25 号 令和 2 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算 (第 3 号)

2. 議案(説明)

議案第 48 号 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について

議案第 57 号 鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 68 号 市道の路線の認定について

議案第 69 号 市道の路線の変更について

3. 請願・陳情(審査)

<陳情(新規)>

令和 3 年陳情第 1 号 複合型映画館(シネマコンプレックス)が設置できるように規制を緩和することを求める陳情

4. その他

100 円循環バス「くる梨」と一般車両の接触事故について
鳥取市屋外広告物条例等の一部改正について(屋外広告物安全点検義務化)
都市計画法改正に伴う開発許可基準の見直しについて

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算 【所管に属する部分】

議案第 5 号 令和 3 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算

その他 (都市整備部終了後)

令和 3 年度建設水道委員会視察について